ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\gamma$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Bは、第一号イに定めるところによる。
γは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\gamma$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Bは、第一号イに定めるところによる。
γは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\gamma$$

Aは、第一号イに定めるところによる。
Dは、第一号ロに定めるところによる。
γは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\gamma$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Bは、第一号イに定めるところによる。
γは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\gamma$$

Aは、第一号イに定めるところによる。
Dは、第一号ロに定めるところによる。
γは、イに定めるところによる。

六　原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\delta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。
Bは、第一号ロに定めるところによる。
δは、イに定めるところによる。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\delta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Dは、第一号イに定めるところによる。
δは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\delta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Bは、第一号イに定めるところによる。
δは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\delta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。
Dは、第一号ロに定めるところによる。
δは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\delta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Bは、第一号イに定めるところによる。
δは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\delta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。
Dは、第一号ロに定めるところによる。
δは、イに定めるところによる。

七　二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\varepsilon$$

Aは、第一号イに定めるところによる。
Bは、第一号ロに定めるところによる。
εは、当該市町村についてそれぞれ算定して得たαの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\varepsilon$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Dは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。
εは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\varepsilon$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。
Bは、第一号イに定めるところによる。
εは、イに定めるところによる。